

令和7・8・9年度 学校給食用物資納入者の登録申請について

(大崎市内の各小学校・中学校・給食センターへ納入を希望する業者用)

大崎市では、学校給食用物資（食材）購入にあたり、衛生管理を含めた給食用物資納入条件の遵守、円滑な供給体制の確保を図るため、学校等へ納入を希望する業者に、学校給食用物資納入者登録の申請をしていただき、登録後において各給食施設が登録された業者の皆様より物資を購入する方法を導入しております。

つきましては、業者登録を希望する場合は、別紙「大崎市学校給食用物資納入者登録要領」「大崎市学校給食食材納入の手引き」の内容をご確認のうえ、下記により申請をしてください。

記

- 1 提出期間 令和7年1月27日（月）～2月10日（月）のうち
月～金曜日（土・日曜日等閉庁日を除く）
午前9時から午後5時まで
- 2 提出場所 大崎市教育委員会教育部 教育総務課 （学校給食担当）
〒989-6188
大崎市古川七日町1番1号 （大崎市役所3階）
※郵送提出も可。その場合2月7日（金）必着。
- 3 提出書類
 - ①大崎市学校給食用物資納入者登録申請書（様式第1号）
（登録期間は、上記の3年間となります。）
 - ②大崎市学校給食用物資納入者誓約書（様式第2号）
 - ③大崎市学校給食用物資納入者振込口座届（様式第5号）
 - ④使用印鑑届（様式第6号）
 - ⑤営業許可書の写し
 - ⑥食品衛生監視票の写し
 - ⑦納税証明書（別添要領の各完納証明書。市税については、納税証明願を活用ください。）
 - ⑧検便結果の写し（原則として2回分以上とし、直近1回分と他1回分いずれも1年以内のもの）
 - ⑨食品（製品）自主検査成績書の写し

※⑤・⑥は、食品衛生法許可を要する納入者を対象とします。

※⑧・⑨は肉類、魚類、卵類、豆腐類、麺類、こんにゃく等、食材加工を行う納入者を対象とします。

***注意**

⑤⑥については、現在お手元にある 1 番新しいものを添付してください。前回申請時以降に立入検査がなかった場合は、以前に提出したものを再度提出してください。今回の申請に当たり、保健所から新たに発行していただく必要はありません。また、今回の指定（契約）後、期間内（令和 7・8・9 年度）に営業許可書の更新予定であれば、更新後に⑤⑥を必ず提出してください。（郵送可）

4 その他

- ①登録の可否については、3月下旬に郵送にて通知します。
- ②発注については、各給食施設へ一任しているため、登録業者となっても、発注が約束されるものではありません。
- ③登録期間内に社名等の変更があった場合には、下記までご連絡ください。
- ④詳細は、大崎市ウェブサイトに掲載しています（委任状等、必要に応じて提出願います）。

【 問い合わせ 】

教育総務課 学校給食担当

TEL：0229-23-2211

FAX：0229-23-1011